

○茨城大学大学会館要項

(平成28年2月17日要項第18号)

改正 平成23年4月1日規則第36号 平成28年2月17日規則第35号
平成28年8月17日規則第118号

(設置)

第1条 本学に茨城大学大学会館(以下「会館」という。)を置き、茨苑会館と称する。

(目的)

第2条 会館は、学生及び教職員相互の親睦を深め、学生の自主的活動及び課外活動を発展させるとともに、学生及び教職員の厚生福祉に寄与することを目的とする。

(管理及び運営の責任者)

第3条 会館の管理及び運営の責任者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 管理責任者 学務部長
- (2) 運営責任者 副学長(教育統括)

2 会館の管理及び運営に関する基本的事項については、中央学生委員会において審議する。

(内規)

第4条 会館の使用に関する内規は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年6月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 茨城大学茨苑会館規則(昭和40年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則(平成16年規則第19号)の施行の日(平成16年6月24日)から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日規則第36号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 茨城大学大学会館運営委員会規則(昭和49年6月13日制定)は、廃止する。

附 則(平成28年2月17日規則第35号)

この規則は、平成28年2月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月17日規則第118号)

この規則は、平成28年8月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。